

墓地をつくるには 保健所の許可が必要です

最近では高齢化も進み山の中にあるお墓を、家の近くに移転する方が増えています。

自己所有の土地であっても、墓地を新設する場合は許可が必要です。また、許可を得ずに墓地として造成したり、分譲することは法律で禁止されています。許可申請については、設置場所の基準などいろいろな制限がありますのであらかじめ須崎福祉保健所、もしくは環境水道課、各地域振興局までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

須崎福祉保健所
☎0889-42-2004
環境水道課 ☎22-3119
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

四万十町窪川B&G 海洋センターの一部を バリアフリー化しました



B&G財団から助成を受けて、玄関の上り口、更衣室・シャワー室にスロープ、トイレに手すりが設置され、利用しやすくなりました。

雨天時の時に滑りやすかった玄関タイルも滑り止めに塗布し、安全性も向上しました。ぜひ、みなさまのご利用をお待ちしています。



※2：前納により納付をした期間中に会社などに勤務し、厚生年金保険に加入された場合、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。

▶申し込み方法

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、または、口座振替を行う口座のある金融機関の窓口へ提出してください。※「口座振替申出書」は年金事務所、役場の窓口、日本年金機構のホームページにあります。詳しくは電話または各窓口にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

高知西年金事務所
☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

大正診療所・十和診療所 発熱外来設置

冬期に予想されるインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、安心して診療を受けられるよう令和2年12月より発熱外来を設置しています。

【大正診療所】

▶設置時間

- ① 月・火・水曜日 15:00～17:00
- ② 金曜日 14:00～16:00

▶受診方法

必ず事前にご連絡ください。
電話予約の際に問診を行います。
☎27-0210

【十和診療所】

▶設置時間

- ① 火曜日 11:00～12:00
16:00～17:00
 - ② 木曜日 16:00～17:00
- ※毎週ではありませんので、受診予約時にご確認ください。

▶受診方法

必ず事前にご連絡ください。
電話予約の際に問診を行います。
☎28-5523

【注意事項】

※できる限り自家用車でお越しください。
※院内感染防止のためお車で待機をしていただきます。

国民年金保険料

国民年金保険料を納めることが 困難なときは免除・納付猶予制度 をご利用ください。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。※申請時点から2年1か月前の月分まで、さかのぼって免除を申請できます。

(1)免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

(2)納付猶予

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

(3)学生納付特例

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

◆保険料の追納

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【国民年金保険料の納付は、口座振替 での前納・早割が便利でお得です】

●早割は月50円(年間600円)お得!

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。※現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

●6か月分、1年分、2年分をまとめて 前納はさらにお得!

6か月前納は現金での納付と比べて1,130円、1年前納は4,160円、2年前納は15,840円割引になります。※1：令和2年度の前納の受付は終了しています。令和3年度の4月からの期間の申請ができます。

令和3年度 四万十町観光協会 事務局長募集

▶採用人数：1名

▶応募資格

- ①四万十町の地域活性化や観光振興に熱意を持っている方
- ②SNSやパソコン操作および諸関係者、会議などをコーディネートする能力がある方
- ③普通自動車免許資格のある方
※観光業・旅行業等観光業務に経験のある方、旅行業務取扱管理者資格のある方は優遇します。(給与面での優遇を査定します。)

▶勤務場所

四万十町観光協会事務局
四万十町琴平町1-1

▶勤務時間：8:30～17:15

▶休日：1週間のうち2日(土、日、出勤あり)および指定休日

▶職種：四万十町観光協会事務局長

▶雇用期間

- ①1年更新
(採用より3か月間は試用期間)
- ②原則60歳まで
(65歳まで雇用延長ができる場合あり)

▶申し込み方法

- 1.応募期間：11月10日～12月25日まで(当日消印有効)
必要書類をそろえて、持参または郵送してください。
※持参の場合、9:00～17:00まで
土、日、祝日は、受付をしません。

2.提出書類

- ①履歴書
(最近6か月以内の写真添付)
- ②職務経歴
- ③「四万十町の観光について」をテーマの小論文
(400字詰め原稿用紙2枚程度)

3.選考方法

- ①一次審査：書類選考
(提出書類による)
- ②二次審査：面接

4.採用予定日：4月1日

■お問い合わせ先

(一社)四万十町観光協会事務局
〒786-0013
高知県高岡郡四万十町琴平町1-1
☎29-6004 Fax：22-2570
E-mail:
info@shimanto-town.net

▶受け入れ年齢

○見付保育所・ひかり保育所・くぼかわ保育所・松葉川保育所・川口保育所・昭和保育所・認定こども園たのの・小鳩保育所…満3か月から受入れ

○東又保育所・興津保育所・北ノ川保育所…満1歳から受入れ

▶入所基準

保育を希望する場合は、「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。また、保育認定(2号認定、3号認定)にあたっては、以下の4点が考慮されます。

①保育を必要とする事由

- 就労、就学、求職活動
- 保護者の妊娠、出産、疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- その他、上記に類する状態として町長が認める場合
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

②保育の必要量

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- ㊤「保育標準時間利用」
フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
- ㊦「保育短時間利用」
パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

③「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

④保育認定の有効期間

保育を必要とする事由にもよりますが、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日までが基本となります。

保育認定とは…
1号認定：教育標準時間認定 (旧幼稚園)
2号認定：満3歳以上・保育認定
3号認定：満3歳未満・保育認定

■お問い合わせ先

生涯学習課 ☎22-3576
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

まちの情報広場

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

募 町営住宅入居者募集

▶募集戸数：2戸

▶募集住宅

北ノ川第1団地・3DK(大正)
北ノ川第2団地・3DK(大正)

▶申込受付期限

12月28日(月) 必着

▶必要な書類

入居申込書・住民票・完納証明・所得を証明する書類

▶その他

- ①申し込みは1回の募集において1世帯につき1通に限りです。
- ②入居資格、申込み方法などについては建設課までお問い合わせください。

▶申込書配布場所

建設課、大正・十和地域振興局、興津出張所

■お問い合わせ先

建設課 ☎22-3120

募 保育所および認定こども園 の入所・入園児童募集

令和3年度に保育所・認定こども園へ入所・入園する児童の募集を行います。希望する方は、期間内に申請書を提出してください。

▶申請書類

令和2年12月より、町内各保育所、認定こども園、生涯学習課、各地域振興局町民生活課で入所案内(申込書類)を配布しています。

▶受付期間

令和2年12月1日(火)～
令和3年1月8日(金)まで
※土日祝日および年末年始の閉庁期間(12月28日～1月3日)を除きます。

○在園児童

登園している各保育所、認定こども園へ提出

○新規児童

生涯学習課または各地域振興局町民生活課へ提出